

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 【家計急変世帯分】について

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯で給付金を受給するためには、申請手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 対象者・要件

### 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にある世帯

次の（1）（2）の要件にあてはまる世帯が対象です。

- （1）令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- （2）令和3年度分住民税均等割が課されている世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当の水準以下であること

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1月收入×12月）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。扶養している親族の状況によって非課税相当収入（所得）限度額が異なります。嬉野市の場合は、下表のとおりとなります。

扶養している親族の状況	非課税相当 <u>所得</u> 限度額	非課税相当 <u>収入</u> 限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）の場合	82.8万円	137.8万円
配偶者・扶養親族（2名）の場合	110.8万円	168.0万円
配偶者・扶養親族（3名）の場合	138.8万円	209.7万円
配偶者・扶養親族（4名）の場合	166.8万円	249.7万円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円	204.3万円

## 申請受付

嬉野市社会福祉協議会 塩田本所  
〒849-1411  
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1967  
TEL：0954-66-9131  
E-mail: ucshakyou-01@po.hagakure.ne.jp

嬉野市社会福祉協議会 嬉野支所  
〒843-0301  
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2  
TEL：0954-42-2020  
E-mail: utshakyo@po.ktknet.ne.jp

# 申請に必要な書類

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
- ②本人確認書類の写し  
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写し（コピー）
- ③世帯全員の状況を確認できる書類の写し（マイナンバーの記載がないもの）  
※戸籍謄本、住民票等の写し
- ④受取口座を確認できる書類の写し  
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座名義人を確認できる部分の写しを添付してください。
- ⑤簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変世帯】  
※申し立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- ⑥『任意の1か月の収入』または『令和3年中の収入』の状況を確認できる書類の写し  
※「任意の1か月の収入」が分かる書類・・・給与明細書、年金振込通知書、預金通帳、帳簿等  
※「令和3年中の収入」が分かる書類・・・源泉徴収票、確定申告 等  
※収入で要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定します。
- ⑦代理人が申請・受給する場合は
  - 1.『代理人の本人確認書類』のコピー
  - 2.『世帯主と代理人との関係を証明する書類』のコピー（同一世帯の場合は不要です）  
※代理人に委任している場合も、世帯主の本人確認書類のコピーは必要です。  
※代理人が申請・受給する場合は、『受取口座を確認できる書類の写し』は、代理人のものになります。

申請書類に不備や不足がないか確認してください。（申請前に✓して確認）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 添付書類を揃えて嬉野市社会福祉協議会の窓口にて、相談のうえ申請書を作成し、ご提出ください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

嬉野市 総務・防災課

「住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金」窓口

**0954-66-9111**

受付時間 平日9:00～17:00